

改正後

(国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合)

第一条 国外犯罪行為が行われた時において、国外犯罪被害者（国外犯罪被害障害見舞金の支給を受けるべき者であつて十八歳未満であつたもの及び十八歳未満であつた第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下同じ。）を監護していた者を除く。）又は第一順位遺族（十八歳以上であつた者（第一順位遺族が二人以上ある場合にあつては、その全てが十八歳以上であつたときのみ（ずれかの者）に限る。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があつたとき（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び 国外犯罪被害者と加害者との間の親族関係にあつては、加害者が人違いによつて又は不特定の者を害する目的で当該国外犯罪被害者に対して当該国外犯罪行為を行ったと認められる場合を除く。）は、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態で当該国外犯罪行為を行った場合は、この限りでない。

「一・二 略」

「号を削る。」

第一条の二 国外犯罪行為が行われた時において 国外犯罪被害者又は第

改正前

(国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合)

第一条 国外犯罪行為が行われた時において、国外犯罪被害者又は国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（以下「法」という。）第四条 第一号の第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条、第三条及び第四条において単に「第一順位遺族」という。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があつたとき（第三号に規定する親族関係にあつては、国外犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者とは同居していた場合に限る。）は、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないものとする。

「一・二 同上」

三 兄弟姉妹

「条を加える。」

一順位遺族と加害者との間に親族関係があつた場合において、国外犯罪被害弔慰金等を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときは、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態で当該国外犯罪行為を行った場合は、この限りでない。

(国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合の特例)

第六条 第二条から第四条までに定める事由がある場合において、これらの規定により国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、これらの規定にかかわらず、国外犯罪被害弔慰金等を支給するものとする。

(国外犯罪被害弔慰金の支給に係る裁定の申請)

第七条 国外犯罪被害弔慰金の支給について、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(以下「法」という。)第九条第一項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書(様式第一号)を同項に規定する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、第一号、第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる書類を添えることができないときは、その理由を記載した書類を提出しなければならない。

〔一〇八 略〕

(国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合の特例)

第六条 第一条から第四条までに定める事由がある場合において、これらの規定により国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、これらの規定にかかわらず、国外犯罪被害弔慰金等を支給するものとする。

(国外犯罪被害弔慰金の支給に係る裁定の申請)

第七条 国外犯罪被害弔慰金の支給について、法第九条第一項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書(様式第一号)を同項に規定する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、第一号、第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる書類を添えることができないときは、その理由を記載した書類を提出しなければならない。

〔一〇八 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(裏面)

注意

- この裁定に不服があるときは、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます(ただし、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、裁定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 裁定の取消しの訴え(取消訴訟)は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければなりません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、を被告として(訴訟において代表する者は 公安委員会となります。)提起しなければなりません。

(表面)

様式第3号 (第10条関係)

| | |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 住所 | 第 号 年 月 日 |
| 氏名 | 殿 公安委員会 国 |
| 国外犯罪被害者等支給決定通知書 | |
| 年 月 日付けで支給裁定の申請がありました国外犯罪被害者等については、下記の理由により、こととしましたので通知します。 | |
| 支給を受けることができる国外犯罪被害者等 | 国外犯罪被害者等 国外犯罪被害者等障害見舞金 |
| 支給の額 | 国外犯罪被害者等支給決定通知書 円 |
| 理由 | |

◎裏面の注意をよく読んでください。

(日本工業規格A列4番)

(裏面)

注意

- この裁定に不服があるときは、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます(ただし、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、裁定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 裁定の取消しの訴え(取消訴訟)は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければなりません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、を被告として(訴訟において代表する者は 公安委員会となります。)提起しなければなりません。

(表面)

様式第3号 (第10条関係)

| | |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 住所 | 第 号 年 月 日 |
| 氏名 | 殿 公安委員会 国 |
| 国外犯罪被害者等支給決定通知書 | |
| 年 月 日付けで支給裁定の申請がありました国外犯罪被害者等については、下記の理由により、こととしましたので通知します。 | |
| 支給を受けることができる国外犯罪被害者等 | 国外犯罪被害者等 国外犯罪被害者等障害見舞金 |
| 支給の額 | 国外犯罪被害者等支給決定通知書 円 |
| 理由 | |

◎裏面の注意をよく読んでください。

(日本工業規格A列4番)